(見積りの基本的事項)

- 第1条 見積参加者は、東大和市(以下「市」という。)から提示されたこの心得書(見積通知書を含む。)、仕様書、図面、内訳書及びその他契約締結に必要な条件を検討のうえ、見積ること。
- 2 仕様書、図面及び内訳書等に誤り又は脱落があった場合において、当該誤り又は脱落が、提示された書面等の相互の 関係により明白であるときは、契約の相手方は、その誤り又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増 額を請求することができない。
- 3 見積書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を電子入札システムに登録すること。なお、契約業者の決定に当たっては、登録された見積金額にその10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって見積決定価格とする。また、非課税取引等に係る見積りについては、別途指示する場合があるので、留意すること。
- 4 単価契約については、見積もった単価の 110/100 に相当する金額に1円未満の端数を生じても、その端数処理は行わない。ただし、当該契約に基づく請求金額に1円未満の端数を生じた場合は、当該端数金額は切り捨てる。

(見積りの辞退)

- 第2条 指名を受けた者は、見積金額を登録するまで、いつでも見積りを辞退することができる。
- 2 指名を受けた者が見積りを辞退するときは、辞退届を登録又は提出するものとする。
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を 行ってはならない。

(見積り合わせの取りやめ等)

- 第4条 見積参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、見積り合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合わせに参加させず、または見積合わせの執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- 2 天災その他やむを得ない理由があるときは、見積合わせの執行を延期し、もしくは取りやめることがある。 (見積n)
- 第5条 見積参加者は、見積書に必要な事項を入力し、あらかじめ見積通知において指示した締切日時までに、電子入札 システムに登録しなければならない。
- 2 指定の締切日時までに見積書もしくは辞退届を登録又は提出しないときは、不参とする。

(見積金額の変更等の禁止)

第6条 見積者は、その登録した見積金額の変更、引換え又は撤回をすることができない。

(見積合わせ)

第7条 見積合わせは、指定した日時に行う。

(見積りの無効)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する見積り及び明らかに連合によると認められる見積りは、無効とする。
- (1) 見積りに参加する資格がない者のした見積り
- (2) 見積書の登録事項が不明なもの
- (3) 電子入札システムにより設計図書等を入手することなく行った見積り
- (4) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(契約の相手方の決定)

- 第9条 物品の買入れその他市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で見積りをした者を契約の相手方とする。ただし、当該価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を契約の相手方とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で見積りをした他の者のうち、最低の価格で見積りをした者を契約の相手方とすることがある。
- 2 物品の売払いその他市の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格で見積りをした者 を契約の相手方とする。

(再度見積り)

- 第10条 登録された見積書に予定価格の制限の範囲内の価格の見積りがないときは、直ちに再度見積りを行う。
- 2 前項の再度見積りの回数は、2回以内とする。
- 3 再度見積りに参加することができる者は、その前回の見積り合わせに参加した者のうち、当該見積りが第8条の規定 により無効とされなかった者に限る。

(くじによる契約の相手方の決定)

第11条 契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときは、電子くじによって契約の相手方を決定する。

(法令の遵守)

第12条 見積合わせへの参加及び契約の履行に際しては、東大和市契約事務規則のほか、各種法令を遵守しなければならない。

(その他)

第13条 指名を受けた者が契約の締結までの間に東大和市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除 措置を受けたときは、当該見積りの指名を取り消し、登録された見積書があるときはこれを無効とする。